

平成28年 第4回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

平成28年11月25日 開会

平成28年11月25日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町第1回臨時会

平成28年11月25日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第10号 専決処分した事件の承認について [平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）]
- 4 承認第11号 専決処分した事件の承認について [平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第11号）]
- 5 議案第45号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）
- 6 議案第46号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第47号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第48号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第49号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（9名）

議 長	9番 阿 部 敏 也 君	副議長	8番 小 松 正 年 君
	1番 野 崎 敬 恭 君		2番 中 川 清 美 君
	3番 柴 田 典 男 君		4番 東 藤 晃 義 君
	5番 折 坂 美 鈴 君		6番 静 川 広 巳 君
	7番 牧 島 良 和 君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	齊 藤 純 雄 君
副 町	長	川 畑 智 昭 君
教 育	長	浅 岡 哲 男 君
総 務 課	長	河 本 浩 昭 君

総務課主幹	石原正伸君
くらし応援課長	加賀谷隆彦君
長寿福祉課長	大平雅仁君
産業建設課技術長	馬狩範一君
産業建設課主幹	横井正樹君
教育委員会事務局次長	武田郁子君
農業委員会事務局長	宮本英史君
代表監査委員	星和行君

○出席事務局職員

局長	遠山敏温君
書記	西川茉里君

◎開会の宣言

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。
ただいまから、平成28年第4回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、
よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番小松議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 承認第10号

○議長

日程第3、承認第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

承認第10号 専決処分した事件の承認について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので報告し、承認を求めらる。

平成28年11月25日提出 浦臼町長 齊藤純雄。

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）

平成28年9月20日

浦臼町長 齊藤 純雄。

予算書においてご説明申し上げます。

承認第10号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）

平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,287万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債の補正」による。

平成28年9月20日

北海道浦臼町長 齊藤 純雄。

初めに、第2表、地方債の補正についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

1、追加でございます。

起債の目的、歯科医療機器購入事業、限度額2,400万円。こちらは、当初予算において計上されています、歯科診療所の機器購入にかかる起債借入れの協議の結果、同意予定の通知を受けたことから、限度額を設定するものでございます。

次に、2の変更でございます。

起債の目的、晩生内コミュニティセンター改修事業。こちらは当初屋根の塗装のみ起債の対象として進めておりましたが、起債協議により、外壁改修工事にかかる事業費も対象となったことから、限度額を1,110万円から1,950万円に変更するものでございます。

次に、同じく変更でございます。記載の目的、認定こども園建設事業。こちらも起債協議により職員住宅の解体費用や、移転補償費が起債対象となったことから、限度額を2,360万円から2,700万円に変更するものでございます。

起債の方法につきましては、証書借入れで、利率につきましては6.5%以内、ただし利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するものによります。ただし財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の歳出よりご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、8月の台風11号および9号の影響を受けました豪雨により被災を受けた町道や河川等の本復旧にかかる費用を補正するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額860万円の追加でございます。15節工事請負費におきまして、本復旧にかかる費用として道路では町道高脇線および中の沢林道、河川では支浦臼内川のほか、2河川的路肩復旧や土砂除去にかかるものなど、また、いこいの森公園の遊歩道の復旧等にかかる費用を追加するものでございます。歳出合計860万円の追加となっております。

続きまして、歳入のご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額860万円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ860万円の追加となっております。

以上が、承認第10号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

2番 中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの説明の中で、歳出のほうで、本復旧の現場で高脇線と説明があったのですが、今まで自分はそのら辺の災害状況を認識はしていませんので、高脇線はどのような災害があったのか教えていただきたいと思っております。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。高脇線の樺戸台地線、終点側のところになるのですが、その道路の法面が高さにしまして7～8メートルあるのですが、その法面が路肩より延長にして8メートル程度、下側に松見川が流れているのですが、そこに崩れ落ちた、という形で被害を受けております。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第10号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第3 承認第10号

○議 長

日程第4、承認第11号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹(石原正伸君)

承認第11号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年11月25日提出 浦臼町長 齊藤純雄。

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)

平成28年11月14日

浦臼町長 齊藤 純雄。

予算書において説明を申し上げます。

承認第11号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,189万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,476万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月14日

北海道浦臼町長 齊藤 純雄。

初めに歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項11目基盤整備推進費、補正額1,148万6,000円の追加でございます。19節負担金補助および交付金につきまして、国の補正により、道営農業基盤整備事業の対象事業が追加となり、町負担にかかるものを追加するものでございます。

続きまして、6款商工費、1項2目観光費、補正額41万1,000円の追加でございます。11節需用費につきまして、鶴沼小公園男子用トイレの自動ドアの故障のため修繕料を追加するものでございます。

歳出合計1,189万7,000円の追加となっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

14款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額889万8,000円の追加でございます。道営土地改良事業にかかる北海道からの補助金でございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額299万9,000円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ1,189万7,000円の追加となっております。

以上が、承認第11号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第11号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第45号

○議 長

日程第5、議案第45号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹(石原正伸君)

議案第45号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第12号)。

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ341万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,818万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

浦臼町長 斎藤 純雄。

はじめに、歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

主なものについてご説明させていただきます。今回の補正につきましては、平成28年の人事院勧告を受けまして、民間給与水準に準拠して給与表の水準を約0.2%、ボーナスの支給割合を0.1ヶ月分それぞれ引き上げることとなり、補正するものでございます。

2款総務費、2項1目職員給与費、補正額286万1,000円の追加でございます。2節給与、一般職員分としまして39万8,000円、3節職員手当等といたしまして198万円、4節共済費といたしまして48万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費ならびに3項2目後期高齢者医療費ならびに7款土木費、4項1目下水道整備費、ともに給与改定等に伴い各会計への繰り出し金を追加するものでございます。7款土木費、1項1目道路橋梁総務費、補正額3万9,000円の追加でございます。町道於札内沿岸線の道路敷地内にあります、国有地の有償払い下げにかかるものでございます。

歳出合計341万2,000円の追加となっております。

引き続き歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額341万2,000円の追加でございます。財源調整に伴うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ341万2,000円の追加となっております。

以上、議案第45号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第12号)の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

5番 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

歳出の中の土木費ということで、町道於札内沿岸線の有償払い下げによるものということで、3万9,000円上がっておりますが、この内容について、地権者からの申し入れがあり払い下げをしたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。3万9,000円の払い下げのお金でございますが、現在於札内沿岸線の敷地として、国有財産の土地を使用しております。本来であれば無償払い下げという形になるのですが、この土地に関しましては、町道が国有財産の部分であったり、そうではなかったりというところがございまして、それを一括して払い下げていただくには、無償ということではなくて、使っていない部分を町有地にするということで有償の払い下げという形で、財務局の方から申し入れがありました。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第45号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第45号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第46号

○議 長

日程第6、議案第46号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第46号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億45万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

北海道浦臼町長 斎藤 純雄。

はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ9ページをお開き下さい。今回の補正につきましては、平成28年人事院勧告に基づき、職員3名の給与等の改定によるものとなっております。

1款1項1目一般管理費におきまして、14万8,000円の追加となっております。内訳といたしまして、職員2名分で2節給料におきまして2,000円、3節職員手当等におきまして12万2,000円、4節共済費におきまして9,000円の追加となっております。

4款1項1目特定健診事業費におきまして、4万7,000円の追加でございます。内訳といたしまして、職員1名分で2節給料で1,000円、3節職員手当等におきまして3万7,000円、4節共済費におきまして9,000円の追加となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページ7ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金におきまして、一般会計より19万5,000円の追加となっております。

以上が議案第46号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

ただいまの説明で一般管理費の共済費9,000円といいませんでしたか。1万7,000円ではないんですか。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

1万7,000円に訂正の方よろしく願いいたします。申し訳ございません。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第46号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第46号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第47号

○議 長

日程第7、議案第47号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第47号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

議案第47号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,189万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

北海道浦臼町長 斎藤 純雄。

はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ9ページをお開き下さい。今回の補正につきましても、平成28年人事院勧告に基づきまして、職員1名の給与等の改定によるものとなっております。

1款1項1目一般管理費におきまして、9万9,000円の追加となっております。内訳といたしまして、3節職員手当におきまして9万円の追加、4節共済費におきまして9,000円の追加となっております。

次に歳入についてご説明申し上げます。6ページ7ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金におきまして、一般会計より9万9,000円の追加でございます。

以上、議案第47号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第47号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第47号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第48号

○議長

日程第8、議案第48号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

議案第48号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第48号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,325万3,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

北海道浦臼町長 斎藤 純雄。

はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ9ページをお開き願います。今回の補正につきましては、平成28年人事院勧告に基づき、給与等の改定によるものでございます。

1款1項3目下水道維持管理費におきまして、5万3,000円の追加となっております。内訳といたしまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費におきまして追加となっております。

次に歳入についてご説明申し上げます。6ページ7ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金におきまして、5万3,000円の追加となっております。

以上、議案第48号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第48号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第48号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第49号

○議 長

日程第9、議案第49号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第49号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日提出

浦臼町長 齋藤 純雄。

提案理由につきましては、平成28年人事院勧告において示されました、民間の給与水準に準拠し、町長、副町長、および教育長の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第1条による改正につきましては、条例第4条第2項に定める12月に支給する期末手当の支給割合、100分の217.5を100分の227.5に引き上げる改正でございます。

第2条による改正につきましては、条例第4条第2項で定める6月に支給する期末手当の支給割合、100分の202.5を100分の207.5に引き上げ、また第1条により改正いたしました12月の支給割合、100分の227.5を100分の222.5に引き下げる改正でございます。

第1条の改正につきましては、本年12月1日から、第2条の改正につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第49号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第49号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第49号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原

案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第50号

○議 長

日程第10、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○河本総務課長（河本浩昭君）

議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与に関する条例（昭和39年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日提出

浦臼町長 齋藤 純雄。

提案理由につきましては、平成28年人事院勧告に準拠し、給与月額及び手当等を改正し、また、併せて労働基準法に基づき手当等の算出の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算出方法を改正しようとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

はじめに、第1条による改正でございます。第22条第2項につきましては12月に支給する勤勉手当の支給割合、100分の80を100分の90に引き上げる改正でございます。再任用職員につきましては100分の37.5を100分の42.5に引き上げる改正となっております。附則第11項の改正につきましては、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定にかかる勤勉手当減額対象額、最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に乗ずる割合の改定でございます。100分の1.2を、100分の1.35、100分の80を100分の90に改定するものでございます。

別表1、行政職給料表の改定につきましては、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本として改定しており、平均改定率0.2%となっております。

7ページからの別表第2、医療職給料表の改定につきましても、行政職給料表との均衡を基本に改定をしてございます。

15ページをお開き願います。次に、第2条による改正でございます。第9条、および第10条につきましては、扶養手当に関する改正でございます。配偶者にかかる扶養手当の月額を6,500円に引き下げ、子にかかる扶養手当の月額を1万円に引き上げ、これにともない扶養手当にかかる届け出等についての所用の改定でございます。

17ページをお開き願います。第19条につきましては、従前、国家公務員に準じて定めておりました、勤務1時間あたりの給与額の算出について、時間外、休日および深夜の割増料金を定めた、労

働基準法第37条につきましては、地方公務員の適用が除外されていないことから、労働基準法に準じた算出に改めるものでございます。第22条につきましては、第1条の改正により引き上げた勤勉手当の支給割合を100分の85に、再任用職員にあつては100分の40に引き下げる改正となっております。

18ページをお開き願います。附則第11項につきましては、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定にかかる勤勉手当減額対象額、最低号俸に達しない場合にあつては勤勉手当減額基礎額に乗ずる割合の改定でございます。

議案書の11ページにお戻り願います。付則第1条では施行期日を定めており、本条例につきましては公布の日から施行し、第2条および附則第3条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行し、別表第1および別表第2の給料表の改正につきましては、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

第2条につきましては第1条の改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いと見なす規定でございます。

第3条につきましては、扶養手当に関する特例を定めております。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の経過措置を定めており、内容につきましては別冊参考資料の19ページ20ページの読み替え表をご高覧くださるようお願い申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。附則第4条につきましては、規則への委任を定めてございます。

以上が、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり

り可決されました。

◎日程第11 議案第51号

○議長

日程第11、議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年浦臼町条例第16号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日提出

浦臼町長 斎藤 純雄。

提案理由につきましては、人事院勧告に基づく、地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い所用の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の21ページをお開き願います。

第8条の2につきましては、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象となるこの範囲を、職員が特別養子縁組の成立にかかる看護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、その他これらに準ずるものとして、規則で定める子、といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大する改正でございます。また、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改正しております。

22ページをお開き願います。第8条の3につきましても、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改める改正でございます。

第11条につきましては、休暇の種類に第15条の2に定め、新設いたします介護時間を加える改正でございます。

第15条につきましては、介護休暇の分割取得を可能とする改正でございます。職員が要介護者の介護をするため、任命権者が職員の申し出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1つの継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇としてございます。

23ページをお開き願います。第15条の2につきましては、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の2時間を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇、介護時間の新設でございます。第3項の規定によりまして、介護時間を承認され、勤務しな

かった時間は無給といたします。

第16条につきましては、介護時間の新設による改正でございます。本条例につきましては、平成29年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって議案第51号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第3号

○議 長

日程第12、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、平成28年第4回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時47分